

池田総理(37.11.4-24訪欧)へ報告用



日 韓 会 談

1. 大平大臣・金情報部長会談(/ / 月 / 2 日)

概要

- (1) 請求権問題処理の「方式」に関し、韓国側の考え方の提示もあり、予備交渉で研究することとなつた。
- (2) 請求権問題処理の「金額」に関しては、突込んだ話し合いを行なつたが、双方の間になお相当の懸隔があつたので、双方ともそれぞれ改めて池田総理および朴議長の指示を仰ぐこととなり、それまでの間は大平大臣、金部長限りの宿題とし、双方の首席代表にも内容を明かさないうちに意見一致した。
- (3) 漁業問題に関し、韓国側も速かに協定案

を提示することを約した。

- (4) 基本関係、漁業、法的地位、船舶の各問題に関し、韓国側の基本的な考え方の表明があつたが、何れも抽象的な原則論に止まり、今後先方の提示する具体案によつてその内容をつきとめる必要がある。

(5)



■

(6) 今後の進め方に関しては、請求権問題処理の「金額」以外の事項はすべて予備交渉において討議を促進し、本年末までにすべての問題の大綱について合意に到達することを目標とすることに意見一致した。

2 日韓予備交渉第15回会合（11月16日）

概要

- (1) 請求権問題処理の「方式」に関しては、
大平・金会談の席上提示された日韓双方の
案を基礎にして、予備交渉次回会合（11
月22日）より討議を始めることとなつた。
- (2) 請求権問題処理の「金額」に関しては、
池田総理、朴議長の裁断を待つている段階
なので、差し当りは予備交渉でとり上げな
いことを確認した。
- (3) 漁業問題に関し、韓国側は、目下本国に
おいて韓国側具体案を慎重作成中であり、
請求権の「金額」についての話し合いがま
とまると期待される11月^末ころには具体案
を提示できると思うと述べ、日本側よりは、

韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し、直ちに実質的討議に入りたいと述べた。

(4) 法的地位問題に関しては、11月21日以降専門家会合を重ね討議を煮詰めることに意見一致した。

(5) 船舶問題に関し、韓国側は、直ちに討議を開始したいと述べたが、日本側は、本問題は請求権の「金額」と密接に結びついていると考えるので、その方がきまつてからとり上げたいと述べた。

(6) 竹島問題に関し、日本側より、日本政府としては従来よりI O J提訴による解決を終始一貫主張してきたことでもあり、

大平大臣の池田総理説明用資料

極秘
まで

日韓会談の各案件に関する最近
の経緯

37/1.26
北東アジア課

(1) 請求権問題処理の「金額」。

大平・金会談においては、突込んだ話し合
いを行なつたが、双方の間になお相当の懸隔
があつたので、双方ともそれぞれ改めて池田
総理および朴議長の指示を仰ぐこととなり、
それまでの間は大平大臣、金部長限りの宿題
とし、双方の首席代表にも内容を明かさな
いことに意見一致した。

(2) 請求権問題処理の「方式」。

大平・金会談において、金部長より、「韓
日間の請求権問題を解決し、かつ、韓日間の
経済協力を増進するため、いゝ」とする韓国
案の提示があり、かつ、この案は朴議長の承
認もえたものであるから是非受諾してほしい
との強い要請もあつたので、この案と日本案
との双方を基礎として、11月16日の予備

交渉より双方の主張を調整する作業を開始した。

(3) 漁業問題。

大平・金会談において、金部長は、韓国側も速かに協定案を提示することを約した。11月16日の予備交渉においては、韓国側は、目下本国において韓国側具体案を慎重作成中であり、請求権の「金額」についての話し合いがまとまると期待される11月末ごろには具体案を提示できると思うと述べ、日本側よりは、韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し、直ちに実質的討議に入りたいと述べた。その後、韓国側漁業代表が帰任したので、11月27日より漁業関係会合を再開する運びとなつた。

(4) 法的地位問題。

11月21日より専門家会合を再開して討議を促進している。

(5) 船舶問題。

韓国側は、直ちに討議を開始することを希望しているが、日本側は、本問題は請求権の「金額」と密接に結びついていると考えるので、その方がきまつてからとり上げたいと答えている。

(6) 竹島問題。

11月16日
の予備交渉においては、日本側より、日本政府としては従来よりICJ提訴による解決を終始一貫主張してきた

池田総理帰国後その裁断
を仰ぐ必要があると述べた。

(7) 今後の進め方。

大平・金会談において、請求権問題処理の「金額」以外の事項はすべて予備交渉において討議を促進し、本年末までにすべての問題の大綱について合意に到達することを目標とすることに意見一致した。

大平大臣渡米資料 (J7. 11. 30.)

極秘
まで

I 日韓会談について

1. 請求権問題

韓国側は、平和条約第4条の請求権の解決と称しつつ実際は、36年にわたる日韓併合期間における物的、精神的苦痛に対する賠償の支払いを要求しているのであつて、国際慣行上例を見ない要求である、他方日本が~~最~~^最大なる意味での請求権解決として支払い得る額は

[REDACTED]

[REDACTED]

到底、韓国側の満足を得られない

い次第である。

そこで、日本としては、自由陣營の結束という大局的立場に立ち、今回の予備交渉においては、条約的に根拠あるものすなわち、請求権に拘泥しないこととし、兩國国交の正常

化を祝い、韓国における民生安定と経済発展に寄与するため、無償あるいは有償の経済援助を供与し、これに対し、韓国側をして、請求権の主張を行わないとの立場をとらせることにより、この問題を解決したいと考え、目下、韓国側の同意を求めている次第である。

2 しかしながら、このような方式により請求権問題を解決するとしても、米占領軍によりわが国の在韓公有財産ばかりでなく、戦時国際法の原則に反してわが国民の在韓私有財産までが没収され、これが韓国の所有に帰せられているのでありこの点において英仏等旧宗主国が新に独立せる国家に対してあたえている経済援助の場合と背景的事情を公然異にしているのであるから、日本が韓国に新たに供

与する金額は、前述の如き厳密な意味における請求権そのものの解決額より多くなつても、余りに大きな額とすることは不可能であるのみならず不公平である。また、日本としてはインドネシア、フィリピン、ビルマ等に対し、毎年巨額の賠償支払いを行なつていながら、諸後進国に対する経済援助も継続する必要ありと考へているので、日本の経済能力自体からしても戦国に支払う金額には、おのずから限度があるわけでもある。

2 漁業問題

① 漁業問題に関しては、日本側はいわゆる

「李ライン」の撤廃と合理的な漁業協定の締結によりこの問題を解決しようと考えている。この問題を解決し、日本漁業従業者に操業の安全を確保することは、日韓間の諸懸案のうち日本側にとり最も重要なものなので、その解決なしには韓国側の重視している請求権問題等の解決もあり得ないと考えている。

② このような漁業協定の内容を考えるに際し、日本としては漁業問題について広く世界の諸外国と密接な関係を有しているのであるから、韓国との協定が日本に不利な先例となる如き内容とすることには絶対に承服できないわけである。特に国際先例を違

脱したかつ一方的かつ不平等を規整には服し得ない。しかしながら日本としてはこのような原則の埒内で、韓国漁業の現実をも十分考慮して、韓国とも立ちゆくよう解決策を考えて行きたく、柔軟性を持つて交渉したい考えである。

- (3) なお、未だに日本漁船が「李ライン」水域の公海上で韓国側により不法に拿捕され続け、多数の漁船員が長期間抑留されている。このような事件の繰起は日本国民の対韓感情を悪化させるものであり、それが日韓交渉の雰囲気阻害する危険が著しいことを指摘したい。

3 竹島問題

(1) 日本としては、竹島が歴史的にもまた国際法上の見地よりしても明らかに日本国の領土であると確信しており、かかる領土が韓国官憲により不法にも武力により占領されていることは、日本国民にとり堪え難いところである。

領土問題というものは、その実際的な価値をこえて国民感情と直結しているものであり、日本としてはこの問題についてはつきりした筋を通す必要があるのである。日本国政府としては、日韓会談が妥結し国交正常化が行なわれる際、このような問題が未解決に放置されておるならば日韓友好親善関係の前途に非常な悪影響を及ぼすと考えられるので、国交正常化と

もに是非この問題の解決に目途をつけるべく強い決意をもって韓国側と交渉している。

- (2) 日本国政府としては、竹島問題が領土権に関する法律上の紛争であることにかんがみ、国際司法裁判所による解決が最も公正妥当な方法であると考え、かねて韓国側に対し本紛争を国際司法裁判所に付託することを提議してきたが、韓国側はこれを拒否し続けており、その理由として、同交回復から余り時をおかずに判決が出るのは、却つて切角の友好關係にヒビをいれさせることになる」と述べている。

日本国政

府としては、これまで日本國民に國際司法
裁判所による解決が最も妥當なる旨説明し
てきており、また、現にそのように確信し
ているので、簡単に従来からの立場を変更
するわけには行かない。